

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

- 災害時要援護者マニュアルの支援対象者一覧表と支援個票については、個人情報保護審査会に諮り情報を提供した。
- 民生委員から個別に問い合わせがあった場合については、民生委員法の守秘義務に基づき提供している。
- 管理方法については、別段定めていないが、取り扱う情報から嚴重に管理してもらうようお願いしている。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

- 自治体で民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修は、定例会などで随時実施している。

# 個人情報保護法に関する 説明会(抜粋)

## 個人情報 守って活かそう 地域の輪

～わかりやすい！個人情報保護のしくみ～

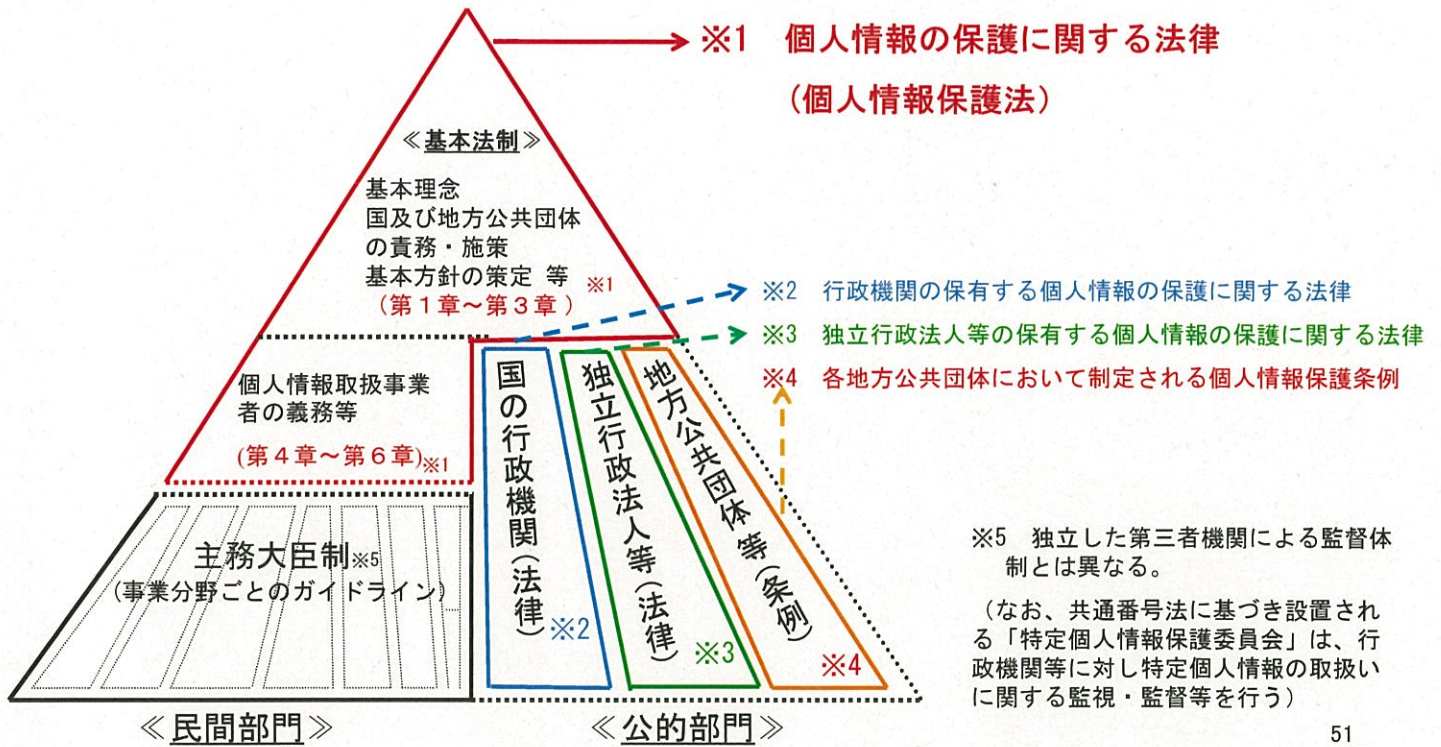


平成25年11月～平成26年2月

消費者制度課個人情報保護推進室

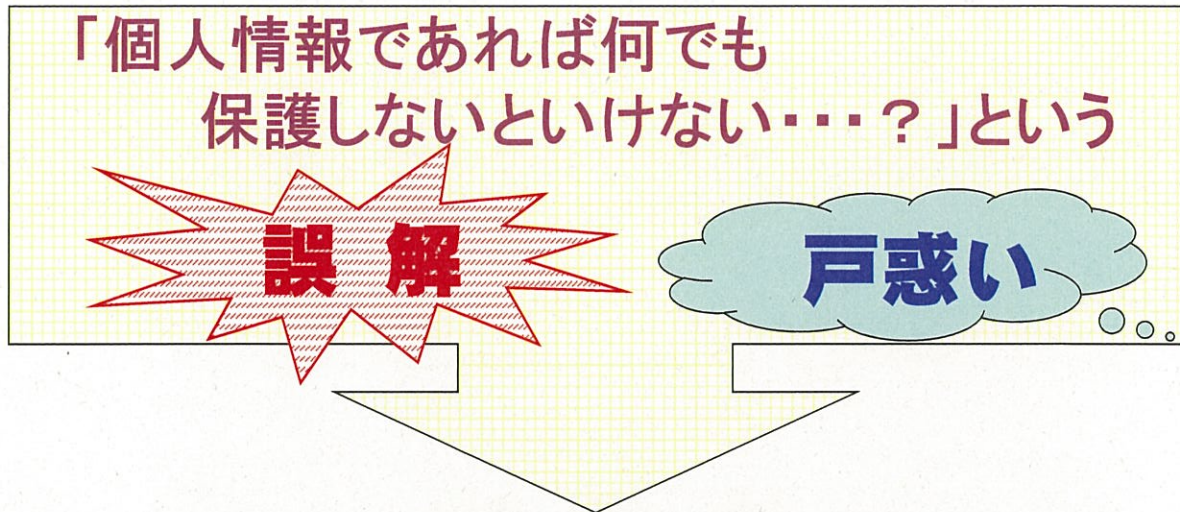
[www.caa.go.jp/planning/index.html](http://www.caa.go.jp/planning/index.html)

## 2 - 1: 個人情報保護法の守備範囲



## 5. 誤解していませんか？ ～災害時の対応など～

## 5 - 1: いわゆる「過剰反応」とは



法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう  
**「過剰反応」**

53

## 5 - 2: 人の生命・身体の保護

### 1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項2号)

### 2 地方公共団体からの情報提供について

いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方公共団体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有することができる。

○災害時  
○いわゆる「孤立死」の事案

## 5 - 3: 人の生命・身体の保護 個人情報取扱事業者からの情報提供①

今般、地域で亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という事案が発生

地方公共団体と事業者等の間で、いわゆる「見守り協定」を締結するなど、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例がある。

事業者等  
(電気・ガス事業者、新聞配達、  
宅配業者等)

見守り協定

地方公共団体

異変の  
発見

- ・ 本人の同意を得たとき
- ・ 本人の同意は得られないが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公的機関へ  
通報

### 【参考となる通知等】

・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について(平成24年5月厚生労働省)」

55.

## 5 - 4: 人の生命・身体の保護 個人情報取扱事業者からの情報提供②

- 個人情報取扱事業者は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。(法23条1項2号)

- (例)・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合
  - ・意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合

### 【参考となる通知等】

・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成22年9月改正厚生労働省)

56

## 5 - 5: 人の生命・身体の保護 地方公共団体からの情報提供①

・要援護者リストの作成に必要な情報は、一般的に各地方公共団体が把握しており、各地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、**各地方公共団体が定める「個人情報保護条例」が適用される。**

※ 個人情報保護条例の例外規定を用いて、同意なく提供している事例  
「審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認められる場合」等

※ 地域における支え合い活動に係る条例等を制定し、「法令に基づく場合」(条例の例外規定)として、同意なく民生委員や自治会等に提供している事例

・個人情報提供の際は、提供先において個人情報が適切に取り扱われるよう、**誓約書の提出を求めるなどの担保措置**を講ずることも重要

### 【参考となる通知等】

- ・「個人情報の適切な共有について(平成19年8月内閣府・総務省)」
- ・「災害時要援護者情報の避難支援ガイドライン(平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会)」
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」への対応に係る調査報告書(平成20年3月内閣府)」

57

## 5 - 6: 人の生命・身体の保護 地方公共団体からの情報提供②

### 救急医療情報キットの配布

本人の氏名・生年月日等のほか、緊急連絡先情報、かかりつけ医療機関情報、介護保険事業者情報等を記入したカードを、容器に入れて冷蔵庫の中に保管。

※ 冷蔵庫に保管する利点

- ①救急隊員等が見つけやすい、②個人情報が外部の目につかない、③災害時などにも情報が守られる

※ ステッカー・マグネットの貼付

玄関、冷蔵庫にステッカー等を貼付し、キットの存在を知らせる

### 個人情報の取扱い

事業への登録の申込書において、個人情報を関係機関(民生委員等)で共有することについての同意欄を設け、署名・捺印によって同意を得ている。

これにより、地域での見守り活動等にも活用している。

### 緊急時の活用の流れ

①救急車を呼ぶ



②救急隊が冷蔵庫の中からキットを取り出す



③カードに記載された情報を救急活動に活用

- ・かかりつけ医に連絡し、処置上の注意点を確認
- ・家族に連絡し、緊急手術の同意を得る 等

58

## 5 - 7: 人の生命・身体の保護 地方公共団体からの情報提供③

### 要援護高齢者の見守り活動

民生委員の見守りに加え、インフラ業者(水道検針業者)とも協定を結び、声掛け等による安否確認を実施

地方公共団体



民生委員・  
水道検針業者



要援護高齢者

#### ○ 個人情報の提供

- ・ 要援護高齢者台帳に登載されている見守り対象者の住所、氏名、性別、寝たきりの状況、入院情報等を提供
- ・ 個人情報保護条例の例外規定(あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴き、実施機関が特に必要であると認めるとき)を根拠として提供
- ・ 事前に個人情報保護審議会に諮問

#### ○ 見守り活動の実施

- ・ 民生委員は随時、水道検針業者は検針時(2か月に1回)に見守りを実施
- ・ 異変発生時に、地方公共団体に連絡

59

## 5 - 8: 災害対策基本法の改正

第183回国会(常会)において、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が平成25年6月17日に成立、同月21日に公布

【改正法の概要(抜粋)】 ※ 以下の規定については、平成26年4月に施行

### ① 避難行動要支援者名簿の作成

⇒ 市町村長は、避難行動要支援者名簿を**作成しなければならない**。

### ② 避難行動要支援者名簿上の情報の提供

⇒ 市町村長は、**原則として本人の同意**を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度で、**地域防災計画の定めるところにより**、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者等に対し、**名簿情報を提供するものとする**。



市町村は、名簿を作成の上、当該地域の実情に応じて、民生委員等関係者に提供することとなり、避難支援等の実施に必要な個人情報の共有が図られることになる。

※ 併せて、個人の権利利益の保護の観点から、名簿情報を提供する場合における配慮や秘密保持義務についても規定

60

## 5 - 9 : 民生委員・児童委員への提供

・**個人情報取扱事業者**は、国や地方公共団体等に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項4号)。

・民生委員・児童委員は福祉事務所などの協力機関として職務を行う特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データを提供することは、可能

※各地方公共団体から民生委員・児童委員への情報提供については、各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」の解釈・運用による

・民生委員・児童委員は、民生委員法において、**守秘義務**が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。



### 【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成24年3月1日開催)資料」

## 5 大分市民生委員・児童委員 庁内サポート体制



# 平成22年7月22日大分市長の日記(抜粋)

～民生委員・児童委員のバックアップ体制等について対応を考えてまいります～

昨夜も暑い中、滝尾中学校区の「おでかけ市長室」が、滝尾校区公民館で開催されました。

(略)

特に印象に残った提言として、民生委員・児童委員さんから、一人暮らしの高齢者への対応や個人情報保護に関係した諸問題等が増え、活動そのものに困難な事例が多くなっていることや、専門的知識の習得、専門職員、行政職員のアドバイス、さらには現地への同行等が必要不可欠となってきたり、行政として、是非、活動の現状と課題を十分に把握して、その対策を講じてほしいというものでした。

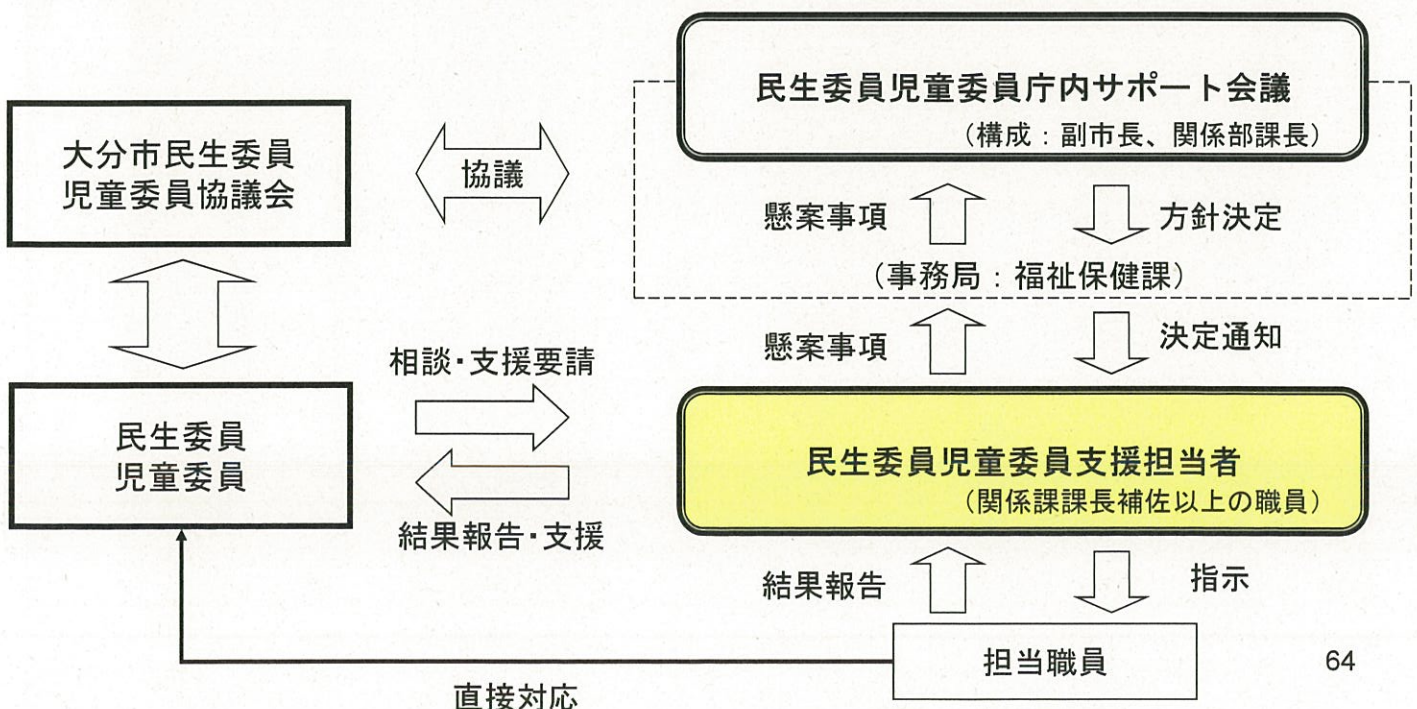
最近では、民生委員・児童委員になり手が少なくなっており、就任後も職務の困難性から辞退者が出る等、担当部局としても大きな問題として受けとめています。今や民生委員・児童委員のお力添えなくして、本市の地域福祉は成り立たないところであり、率直な悩みをお聞かせいただき、大いに参考になりました。早速、行政としてのバックアップ体制等について対応を考えてまいりたいと思います。

皆さん、貴重なご意見、ご要望をありがとうございました。

63

## 大分市民生委員児童委員庁内サポート体制について

民生委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができるよう支援するため、平成22年12月に「民生委員児童委員庁内サポート会議」を立ち上げ、関係各課に民生委員児童委員支援担当者を配置しました。困難事例を抱える民生委員児童委員に対し、庁内で連携を図り、早急に対応する体制を整備しました。



64

## サポート体制における対応策及び体制づくり

	大分市民生委員児童委員協議会役員の意見、要望等	行政側の対応策及び体制づくり
行政や関係機関との連携について	①民生委員児童委員に対応する相談窓口がほしい。関係課が複数ある場合もあるので、そこに連絡すれば、関係機関や庁内関係課と連携が取れるような窓口の設置。 ②対応が困難なケースや、専門的な知識が必要な場合に、行政から適切なアドバイスや対応をしてほしい。また、対応後の結果などを報告してもらい、その後の見守り活動に活かしたい。(特に精神障がい者や生活保護受給者への対応)	○庁内に民生委員児童委員活動を支援するためのサポート会議を設置する。 ○民生委員児童委員の相談等に的確に対応するため、関係各課に専任の民生委員児童委員支援担当者(課長補佐級以上)を作る。 ○困難事例等への対応について、地域担当職員等(子ども家庭支援センター、生活保護担当、保健福祉センター等)とのネットワークを作り、情報交換等の連携体制を整える。 ○民生委員児童委員活動の相談対応マニュアルを作成する。 ○民生委員児童委員活動に関する職員研修を実施する。
	③自治会や地域包括支援センター、学校などとの連携が大切であるが、個人情報問題があり、情報の共有が難しい。(支援を要する世帯の情報が民生委員児童委員に入らない)	○民児協と協議し整理する中で、民生委員児童委員が活動に必要な情報を提供する。(個人情報保護審査会の承認を得る。)
民生委員児童委員業務の整理について	④行政の行事や地域行事への参加、地域活動でたいへん忙しい。	○民児協による動員の調整に協力する。
	⑤あまり関わりのない家庭についての証明事務には不安を感じる。 ⑥身寄りのない被保護者が死亡した場合に、民生委員が喪主にならなければならないのは負担だという意見がある。実際には葬祭費の支給のためにサインするだけだが、本当に民生委員でなければならないのか。	○証明事務等の業務について、見直しを含め関係課と検討協議する。
新任者の育成について	⑦市が実施する新任者対象の研修会の内容が難しすぎる。やる気になるような研修にしてほしい。	○新任者研修の内容について見直しを行う。
民生委員児童委員活動への住民の意識	⑧地域住民で支えあうことの必要性に気づいていない人が多い。 ⑨若い人は、ボランティア意識がない人が多い。 ⑩民生委員児童委員活動について知らない人が多い。 ⑪候補者を選任する自治会長に対して、民生委員児童委員の役割、活動内容が正確に伝わる仕組みを整えてほしい。	○民生委員児童委員活動について、広く住民に理解を深めていただくよう市報、ホームページ等による広報や、チラシ等を作成・配布しPRを行う。 65

## 大分市民生委員児童委員庁内サポート会議開催実績

	主な内容	備考
平成22年12月1日	1. サポート体制発足について 2. 支援担当者の指名について	11課12名の支援担当者(課長補佐級以上)を指名 ※ 現在は11課17名
平成23年6月15日	1. 支援状況の報告 2. 活動費(実費弁償費)の見直しについて	平成23年10月より活動費増額
平成23年11月21日	1. 支援状況の報告 2. 適切な個人情報の提供について	平成25年1月に65歳以上のみ高齢者世帯情報を市社協事業により提供
平成25年3月1日	1. 意識調査結果について 2. 活動の目安と考え方(Q&A)の作成について	平成25年4月に活動の目安と考え方を全民生委員児童委員へ配布
平成25年5月20日	1. 相談しやすい環境づくりについて	

## 大分市から民生委員児童委員へ提供している個人情報

	個人情報名	個人情報の内容	提供時期	関係課
1	生活保護受給世帯	氏名・住所・生年月日・電話番号・保護改廃年月日	一覧は年度当初開始・廃止等異動情報は随時	生活福祉課
2	65歳以上高齢者(1人世帯)	氏名・性別・生年月日・住所	毎年10月に行う『ひとり暮らし高齢者実態調査』時に参考資料として貸与	長寿福祉課
3	18歳未満の在宅重度心身障がい児(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～A2)	氏名・住所	毎年12月に行う歳末たすけあい運動の『在宅重度心身障害児見舞金配布事業』依頼時に提供	福祉保健課(障害福祉課)
4	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる世帯(一部)	赤ちゃん氏名・生年月日・住所・世帯主氏名	随時	健康課
5	福祉避難所登録者(要介護度3～5の者、特別障害者手当・障害児福祉手当受給者、障害程度4～6の者のうち登録を申し出た者)	住所・氏名・連絡先氏名・連絡先	登録申請による更新を行った上で提供	長寿福祉課 67

## 民生委員児童委員支援担当者の配置について(抜粋)

民生委員児童委員が、社会奉仕の精神をもって住民の相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める活動(以下「活動」という。)を円滑かつ効果的に推進できるよう支援するための民生委員児童委員支援担当者(以下「支援担当者」という。)の職務等を以下のとおり定め、福祉保健部等の関係各課に配置する。

### (職務)

支援担当者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 民生委員児童委員の相談等への対応に関すること。
- (2) 民生委員児童委員の活動の支援に関すること。
- (3) 大分市民生委員児童委員庁内サポート会議の指示事項に関すること。
- (4) その他民生委員児童委員の活動に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

支援担当者は、別表に掲げる課等に所属する課長補佐級以上の職員のうちから当該課等の長が指名する者をもって充てる。

### 別表

福祉保健課、子育て支援課、長寿福祉課、障害福祉課、生活福祉課、衛生課、健康課、市民協働推進課、住宅課、教育指導課、青少年課

※平成25年4月1日現在11課16名の支援担当者を配置している

# 民生委員児童委員支援担当者名簿について

民生委員児童委員支援担当者名簿は単位民児協会長へ配布している。(単位民児協の判断により各民生委員児童委員へ配布している)

## 民生委員児童委員支援担当者名簿

平成25年4月1日現在

民生委員児童委員活動を行う上で困ったことがあれば下記支援担当者へご連絡ください。  
関係課や関係機関との調整を行うことや、必要に応じて現地へ同行するなど、民生委員児童委員活動をサポートいたします。  
連絡する場合は右側の「主な業務」を参考にしてください。

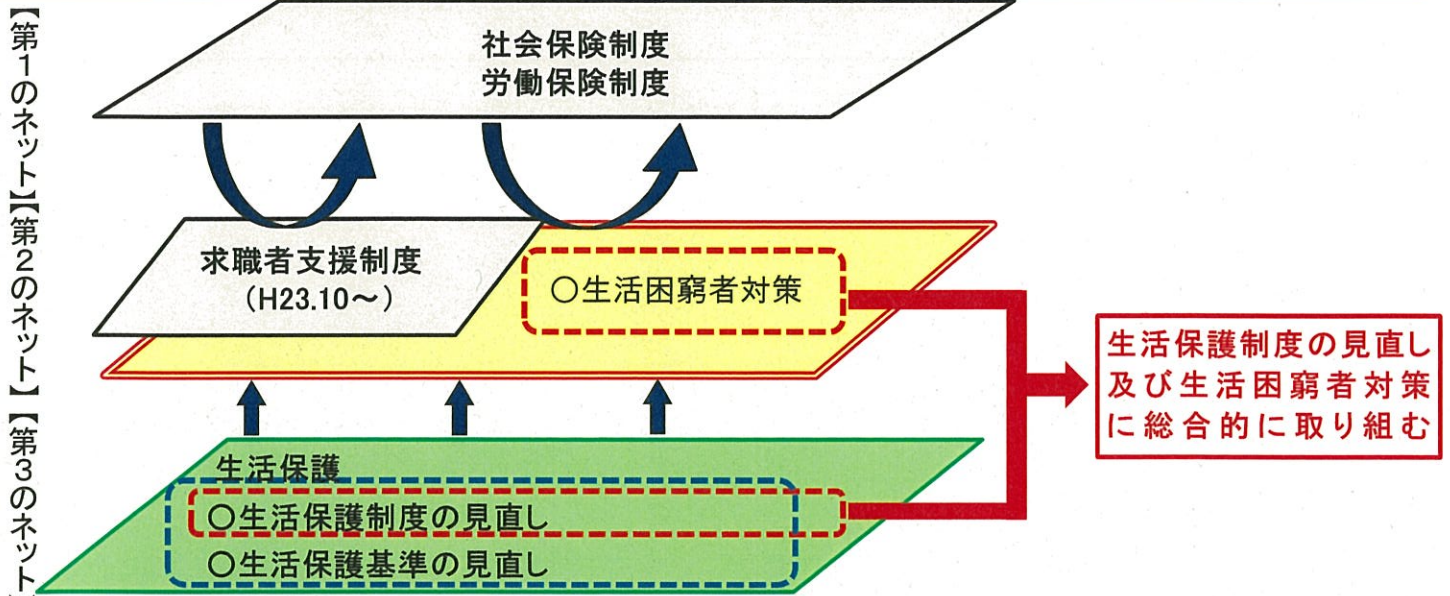
所属	氏名	連絡先 (課直通)	連絡先 (自宅)	主な業務
福祉保健課				民生委員児童委員活動全般に関すること
子育て支援課				子育て支援(児童扶養手当等)に関すること
中央子ども家庭支援センター				気になる子育て家庭(児童虐待等)に関すること
東部子ども家庭支援センター				
西部子ども家庭支援センター				
長寿福祉課 (権利擁護担当班)				認知症高齢者、高齢者虐待に関すること
長寿福祉課 (高齢者福祉サービス担当班)				高齢者福祉サービス(ヤクルト・緊急通報システム等)に関すること

69

## 6 生活保護制度の見直しと 新たな生活困窮者対策

## 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像①

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



### 【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

71

## 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像②

### 1. 生活保護法の改正

〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施  
(第183回国会で審議未了の上、廃案となったものの、第185回国会に再提出され審議中)

- ①生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立給付金(※)の創設等)  
※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給
- ②不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等)
- ③医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)・後発医薬品の使用促進

### 2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施  
(第183回国会で審議未了の上、廃案となったものの、第185回国会に再提出され審議中)

- ①利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

### 3. 生活保護基準の見直し

〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施(平成25年度予算成立を受け、平成25年8月より実施)

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

72

## 生活保護法の一部を改正する法律案について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

### 主な改正内容

#### 1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

#### 2. 健康・生活面等に着眼した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

#### 3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

#### 4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

### 施行期日

平成26年7月1日（一部(※)平成26年1月1日）

(注)第183回国会政府提出案からの修正点 ・ 同国会（衆議院厚生労働委員会）における議員修正（保護申請に係る取扱い  
は現行と変わらない旨を明確化）の反映  
・ 施行期日の変更（3か月後ろ倒し）

73

## 生活困窮者自立支援法案について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

### 法案の概要

#### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。  
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

#### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

#### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

#### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

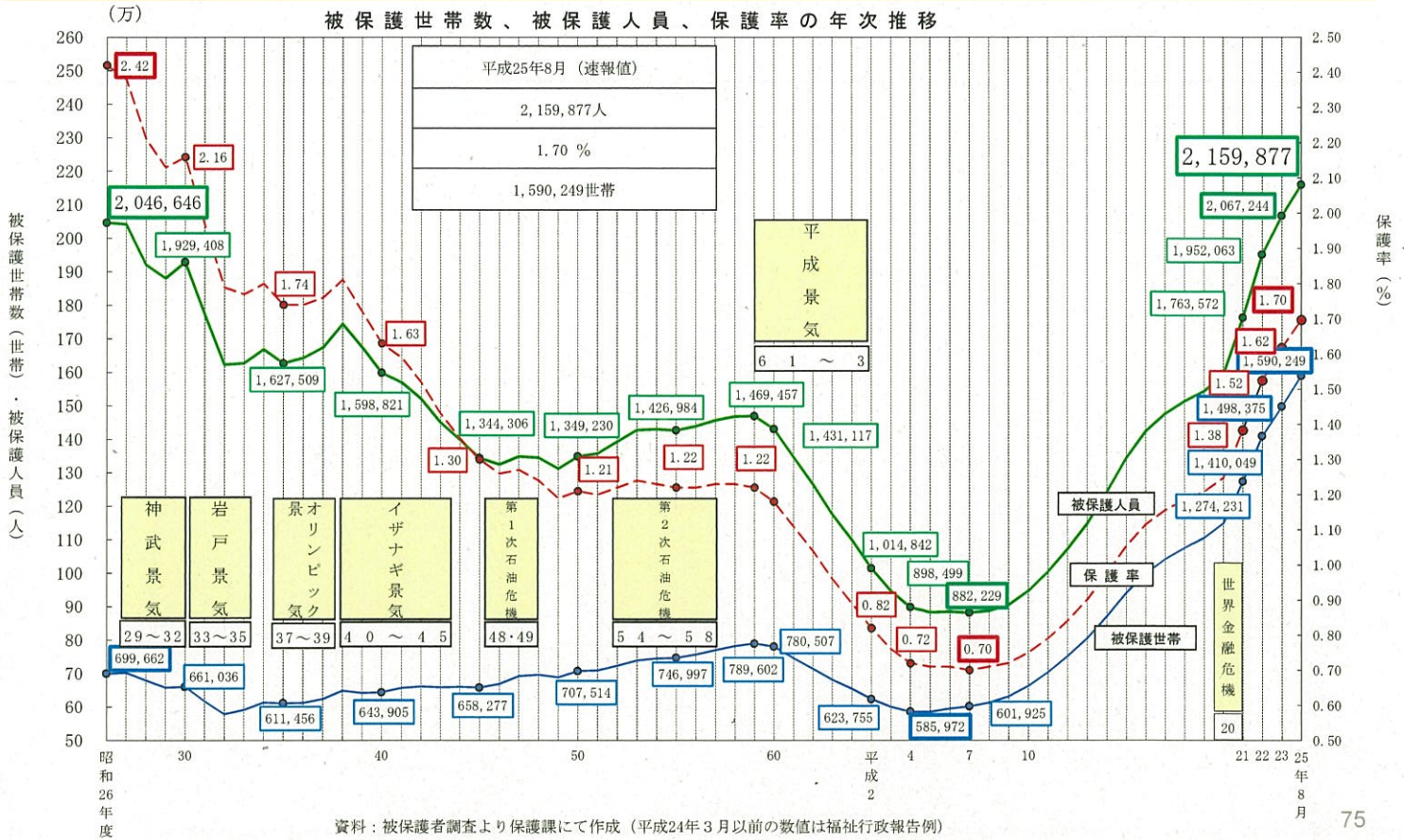
### 施行期日

平成27年4月1日（注）第183回国会政府提出案からの修正点はなし

74

## 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は216万人であり、一昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



## 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

### ◆平成15年度

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

### ◆平成25年8月（概数）

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	1,582,288	716,043	111,456	465,458	289,331
構成割合 (%)	100	45.3	7.0	29.4	18.3

資料：被保護者調査（平成25年8月概数）

#### 世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯  
 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯  
 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯  
 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯  
 その他の世帯：上記以外の世帯

（参考）

その他の世帯のうち、年齢階級別に見た世帯人員の構成割合

- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：53.5%

（平成23年）